

お知らせ

確定申告書等には

マイナンバーの記載が必要です!!

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、

申告手続などには



マイナンバーの記載 +

本人確認書類の 提示又は写しの添付 が必要です

本人確認書類

◆ マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

◆ マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り。）
などのうちいずれか1つ



身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード
- などのうちいずれか1つ

国税に関するマイナンバー制度の最新情報

国税庁ホームページのトップページ上段の [社会保険・税番号制度〈マイナンバー〉](http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm) をクリック
申告書等にマイナンバーの記載が必要です。

確定申告書作成会場は

【二本松市市民交流センター】

(二本松市本町二丁目3-1(JR二本松駅近く)です。)

※市民交流センター内の駐車場(有料)は混雑が予想されますので、公共交通機関のご利用をお願いいたします。

開設期間

平成29年 **2月16日(木)～3月15日(水)**

(土曜・日曜・祝日は除きます。)

※税務署には開設期間前を含め確定申告書作成会場を設置していません。
作成に関するご相談は、開設期間に、二本松市市民交流センターへお越しください。

受付時間

9:15～16:00

※確定申告書作成会場は大変混雑し、申告書作成に1時間以上要する場合があります。
ご来場の際は、受付時間内に申告書を作成できるよう、午後3時前の受付にご協力願います。

◎確定申告書は 自宅で作成できます

作成は「**確定申告書等作成コーナー**で！！」

提出は「**郵送**で！！」

裏面もあるよ

国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp>

確定申告

検索

更に



e-Tax が便利です!!

◎税金に関する相談

「電話相談センター」でお答えします！！

※二本松税務署に電話すると→自動音声でのご案内！！

「0」…確定申告に関するご相談

「1」…税金に関する一般的なご相談



二本松税務署

〒964-0911

二本松市亀谷1丁目29

☎0243-22-1192